



令和8年度【令和8年4月1日～令和9年3月31日】
市民局人権啓発・相談事務職員会計年度任用職員
採用試験案内

1 募集人数

1名

2 業務内容

- 人権啓発・相談センター業務（人権啓発事務・人権相談事務・性的マイノリティに関する支援事務等）にかかる事務補助
- (1) 市民啓発広報事業、参加・参画型事業にかかる受付・資料作成等
 - (2) 人権相談にかかる研修会の資料作成・運営補助等
 - ・人権侵害事象関係業務
 - ・インターネットモニタリング事業
 - (3) 性的マイノリティに関する支援業務
 - ・ファミリーシップ制度の宣誓書受領証発行に関すること
 - ・LGBT リーディングカンパニー認証制度に関すること
 - (4) その他、上記以外で状況に応じて必要と認められる業務

3 応募資格

以下に該当する者

- ① Word、Excel などパソコンソフトの基本的な操作ができる者
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※業務進捗及び勤務実績に応じて再度任用する場合あり。

（2回まで、最長3年）

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数

1日6時間・週5日勤務（週30時間）

午前 9 時 30 分～午後 4 時 15 分（休憩 45 分含む）

（2）休日

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（3）勤務場所

大阪市人権啓発・相談センター

（大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階）

（4）報酬等

報酬（月額）

176,436 円～196,620 円（予定）

期末・勤勉手当（6 月・12 月に支給）

820,426 円～914,280 円（6 月・12 月の合計額）

※採用されるまでの職歴等により、上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更される場合
があります。

（5）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・忌引休暇・結婚休暇・夏季休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 <p>等</p> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・子の看護等休暇・短期介護休暇・ドナー休暇

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

（6）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

（7）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（8）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

面接試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年3月11日

場所：大阪市役所 4階市民局会議室

(詳細な日時・場所については、受験者各自に連絡します。試験日の指定はできません。)

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。送付する封筒には、「**市民局人権啓発・相談事務職員会計年度任用職員採用申込書在中**」と朱書きしてください。

なお、郵便等の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できない場合があります。

(1) 会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(2) 申し立て書 1通

※(1)及び(2)は、大阪市ホームページからダウンロードした所定の様式を使用してください。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

(4) 採用申込書の受付期間等

ア. 受付期日

令和8年2月27日まで（当日必着※持参の場合は午後5時まで）

※「**市民局人権啓発・相談事務職員会計年度任用職員採用申込書在中**」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 送付先

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター

9 受験案内の送付

面接試験の時間等詳細については「受験案内」により受験者本人あて通知します。なお、令和8年3月6日の時点で受験案内が届かない場合には、下記の問い合わせ先まで、お問い合わせください。

10 問合せ先

大阪市人権啓発・相談センター

・電話：06-6532-7631

・住所：大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階

11 結果の発表

令和8年3月18日頃に受験者本人あて通知を送付します。

12 その他

- ・公共交通機関の遅延等を除き、選考試験当日の集合時刻より 15 分以上遅刻した場合は、面接選考を受験することはできません。
- ・本試験において、大阪市が収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。また、提出された申込書等については、返却しません。
- ・選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- ・本採用は、令和 8 年度予算の発効をもって有効とします。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと